



国保だより

KOKUHO-DAYORI

今月の被保険者数 (令和5年12月末現在)	
人 口	142,283
世 帯 数	66,610
被保険者数	37,787
国保世帯数	22,993



沖縄市国民健康保険被保険者証のきりかえについて

沖縄市国民健康保険被保険者証の発送について

令和6年4月1日以降の被保険者証につきましては、令和6年3月上旬から順次郵送いたします。被保険証は、令和6年12月2日に廃止となります。お送りする被保険者証は令和6年4月1日から有効期限（令和7年7月31日）までは医療機関等の受診が可能です。
※70歳の誕生日を迎える方は、その誕生日の前日の属する月の月末まで（1日生まれは前月末）
※75歳の誕生日を迎える方は、その誕生日の前日まで（誕生日から後期高齢者医療制度）
※有効期限切れの被保険者証は、はさみで裁断するなどご自身の責任で、確実に破棄してください。

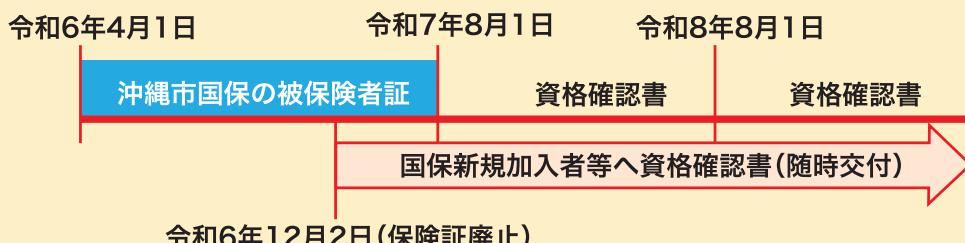
保険料を滞納した場合の保険証について

これまで、国民健康保険料を一定期間滞納している世帯へ短期被保険者証を交付していましたが、令和6年度より短期被保険者証は発行いたしません。納付の相談がなく、国民健康保険料を滞納している世帯につきましては、医療機関等の窓口で医療費をいったん全額お支払いいただく場合もありますので、国民健康保険料の期限内納付が困難な場合はお早目にご相談ください。

保険証の廃止後について

保険証廃止後、マイナ保険証をお持ちでない場合でも、従来の保険証に代わるものとして、「資格確認書」の仕組みが整備される予定で、これまでと同じように一定の窓口負担で医療機関等の受診が可能です。
(但し、特別の事情がなく保険料を一定期間滞納している世帯を除く)
※資格確認書の交付には原則申請が必要ですが、マイナ保険証の登録がない方等について当面の間は申請がなくとも資格確認書をお送りする予定です。

<保険証廃止後のイメージ>



お問い合わせ：国民健康保険課（内線2116・2106）

国民健康保険料の納付通知書発送について

令和6年4月分から令和7年3月分の納付通知書については、令和6年7月20日頃発送予定です。

納付通知書が届いてから最初の納期限（令和6年7月31日）までの期間が短いため、保険料額を先にご確認になりたい場合はお問合せください。

※6月中旬ごろから計算可能です。

※保険料額のお伝えは原則世帯主または同世帯の方に限ります。被保険者証をご準備のうえ、お問合せください

お問い合わせ：国民健康保険課 資格・賦課係電話 098-939-1212(内線 2108・2113)

令和6年度(令和5年収入分)市・県民税兼国民健康保険料所得申告について

- ①国民健康保険に加入している方
- ②後期高齢者医療に加入している方

次のいずれかに該当する場合は
所得の申告が必要です。

所得の申告が
ない場合には



- ①保険料の軽減措置が受けられなくなります。
- ②所得に応じた医療費負担の軽減が受けられなくなります。

申告期限

令和6年3月15日(金)まで

お問い合わせ：電話 098-939-1212

(申告について)市民税課 内線：3252～3255

(保険料等の軽減について)国民健康保険課 資格・賦課係 内線：2108・2113
後期高齢医療係 内線：2118

後期高齢者医療制度加入の皆さんへ

○令和5年度後期高齢者医療保険料の減免申請期限について

被保険者・世帯主の失業、疾病等により所得が減少している方の、保険料の減免申請期限は、令和6年3月25日(月)です。

○令和6年度の被保険者証のきりかえについて

後期高齢者医療被保険証のきりかえは、令和6年8月1日です。

国民健康保険と時期が異なりますのでご注意ください。

新しい被保険者証は、保険料の未納がない方へ、7月頃郵送でお届けします。

今年度の保険料の納め忘れないか、ご確認をお願いします。



○令和5年度の健康診断（長寿健診）がまだの方

健診に必要な「長寿健診受診券」を再発行いたします。郵送も可能です。

令和5年度の受診券の利用期限は、令和6年3月31日(日)迄です。

お早めにお求めください。

お問い合わせ：国民健康保険課 後期高齢医療係 098-939-1212(内線 2101・2118)

こんなときは国保へ届出を

転入や転出、職場の健康保険に入ったときなど、その事実が発生した日から**必ず14日以内**に届け出をしましょう。

届け出が遅れると

- ①適用開始日までさかのぼって（最高過去2年分）保険料が発生します。
 ②沖縄市の国保資格がない期間に受診した場合、沖縄市が負担した医療費を全額返していただくことになります。（正しい保険者への請求手續が必要です）

	こんなとき	手続きに必要なもの
国保に入るとき	転入してきたとき	他の市町村の転出証明書
	職場の健康保険をやめたとき	
	健康保険の被扶養者からはずれたとき	健康保険資格喪失証明書
	健康保険の任意継続期間が満了したとき	
	子どもが生まれたとき	母子健康手帳（親子健康手帳）
	生活保護を受けなくなったとき	保護廃止決定通知書
	外国人が3ヶ月以上の滞在が見込まれるとき	「在留カード」または「特別永住者証明書」のいずれかとパスポート
国保をやめるとき	転出するとき	国民健康保険被保険者証
	職場の健康保険に入ったとき	国民健康保険被保険者証、職場の健康保険証または健康保険資格取得証明書
	健康保険の被扶養者になったとき	
	死亡したとき	国民健康保険被保険者証、死亡したことを証明するもの
	生活保護を受けとるようになったとき	国民健康保険被保険者証、保護開始決定通知書
その他	住所・氏名・世帯主を変更したとき	国民健康保険被保険者証
	国民健康保険被保険者証を汚した、破った、紛失したとき	汚損した国民健康保険被保険者証など
	修学（入所）のため別に住所を定めるとき	国民健康保険被保険者証、在学（在園）証明書

※すべての届出にマイナンバーカード・運転免許証など顔写真付の本人確認ができるものが必要です。

※喪失証明書、社会保険証等の発行が会社都合で遅れる場合は、発行され次第速やかに手続きをお願いいたします。

※世帯主が変更となる場合は国保加入の方全員の被保険者証が差替となります。

お問い合わせ：国民健康保険課資格・賦課係電話 098-939-1212(内線 2106・2116・2108・2129)

国民健康保険料 夜間窓口のご案内

国民健康保険課では、保険料の納付相談及びお支払いについての夜間窓口を開設しております。
 予約のうえご利用ください。

場 所 沖縄市役所庁舎1階 国民健康保険課窓口

窓 口

開 設 日 第2・第4・第5の水曜日

【祝日、慰靈の日（6月23日）、
 12月28日～1月3日はお休みとなります】

受付時間 17時15分～20時まで

※完全予約制

取扱業務 ①保険料の納付相談 ②保険料のお支払い



お問い合わせ：国民健康保険課 収納対策係 電話098-939-1212(内線2129・2108・2120・2121)

＼令和6年度も受けよう／ 特定健診・がん検診

令和5年度の受診券の**有効期限は令和6年3月31日**までとなっております。期限内に受けられない方は4月から利用できる令和6年度の受診券を3月中旬頃に発送しますのでぜひご活用下さい。



受診券を使うと基本健診が無料！
がん検診等もお得に受けることが出来ます



※受診券は、年齢や加入している保険によって異なります。 詳細は、下記の健診係までお問い合わせください。

★受診券の利用方法は2パターン★

4月から使えます！

病院で使う

受診したい病院へ予約

受診券が使える病院一覧は受診券と同封されているけんしんガイドをご確認ください。



集団健診で使う

沖縄市役所市民健康課へ予約

全日程については受診券と同封されているけんしんガイドをご確認ください。
ご予約は下記の連絡先までお願いします。



定期通院中の方も健診の対象です

通院での検査は、主に持病の**治療**のための検査をします。
健康診断では、生活習慣病の**予防・早期発見**のための検査をします。
体は年々変化しますので、1年に1回健診を受けましょう！

【お問い合わせ】 市民健康課 健診係 ☎098-939-1212 (内線2246・2245)

Marumasa
丸正印刷株式会社

〒903-0211 本社/沖縄県西原町字小那霸1215番地
☎ (098) 835-8181 (代) FAX(098) 835-8184
<http://www.marumasa.or.jp/>

ここだからできる感動いっぱい
LAMINEX 有限会社 ラミネックスセンター

オンデマンドプリント・コピー&データプリント・製本・ファイル
スキャニング・電子化・メモリアルグッズ・ラミネート加工
車両ラッピング・大判プリント・看板・壁紙・特殊印刷

〒904-0031 沖縄市上地2-9-6 <http://www.laminex-c.jp/>
TEL (098) 932-1234 E-mail : koza@laminex-c.jp